

朝鮮板「伊路波」に於ける

“ほ”の仮名について

朝鮮板「伊路波」(香川大学刊複製本による。以下同。)の冒頭には、いろは四十七文字、および、それらのおの／＼に對しその発音を注した諺文が掲げられている。その音のそれぞれについては、すでに、同書に解説として附せられている浜田敦氏「弘治五年朝鮮板「伊路波」諺文對音攷——國語史の立場から——」および河野六郎氏「伊路波」の諺文標記に就いて——朝鮮語史の立場から——」の兩論文により、ほど詳かである。けれども、たゞ一例だけについて、つまり、“ほ”の仮名に對する諺文に“호”相當の諺文が記されていることについては、両氏はいまだ明らかにしていない。(なお、諺文表記については、河野六郎氏の翻写の方式によることとする。以下同。)

この“ほ”の仮名に對する諺文注記につき、浜田氏はその論文中で、

「ホに對しては変体仮名の音注においても同様、フと同じく母音はフであり、○は何故かハ行音に限る限り用いられていない。」(六二ページ)

と述べて、何故“호”が用いられたかにつき触れてはいない。また、河野氏は、右の論文中に、

「オ列に對しては原則的に○が宛てられているが、たゞ一つ例

外としてホに σ (A・B) を宛てているのはその理由を明かにし難い。 σ は又フを示すに用いている。一方表中ホドに対し hon-to という例が見られる。(七三ページ)と述べている。

(この個所に続く部分には、「なお京に対しては σ you とするに反し、上に対しては σ aw とするのも異例であろう。或は仮名遣の影響であろうか。」(圈点引用者)と記されている。この圈点の部分は、普通には、 σ 上 σ の注音例に対する解釈とされるが、或いは、その前の部分にも及んでいるのであろうか。しかし、もしそうであるとしても、積極的な形でその説明はなされていないものと考えられる。)

さて、「伊路波」中の、諺文による注音が附されている部分では、 σ は σ に相当する個所(従って、この音節を含む語——具体的には漢字による表記例——も、当然、その部分が対象とされる。)は三個所である。次にその例を列挙し、併せて、その所在を示そう。

(I) 冒頭のいろは四十七文字を列記したものの中にある

σ ほ σ 。(諺文表記は σ 相当。)一丁オ

(II) 「右各字母外同音三十三字類」中にある σ ほ σ の異体字四個。(但し、注音はこれら四字をひとまとめにして附してある。それ故、これらは一括して一例と見做すこととする。)

(諺文表記は σ 相当。)四丁オ

(III) 「別作十三字類」中にある漢字 σ 程 σ 。(諺文表記は hon-

σ 相当。)(σ は次に来るべき σ につづくために入れられたものであろうから、 σ ほ σ に対応する部分は σ 相当の諺文であらわされていることになる。)四丁ウ

従って、ウ列音表記二例、オ列音表記一例となるわけである。

ちなみに、「伊路波」より若干時代は下るがこれと同様の性質を持つと見られる、そして、諺文によって多くの日本語の音が注記されている。「捷解新語」および「倭語類解」(ともに京都大学複製本による。)を見ると、これらには、 σ ほ σ に相当する個所に諺文を注記した例が豊富であるにも拘らず、ウ列音でこれをあらわしている例は一例もない。それ故、「伊路波」「捷解新語」および「倭語類解」「三書を通じて見れば、右の、「伊路波」に於ける(I)および(II)の例が、いわば、原則に反する表記をされていることになる。そこで、この二つの例のウ列音表記は、本来の σ ほ σ (という文字)の音をあらわすものではなく、何等かの事情で、これらの場合にのみ、このように記されてしまったものではないかと考えられる。その何等かの事情とはどのようなものであろうか、それを明らかにしようとするのが本稿の目的である。

「伊路波」の冒頭に記されたいろは四十七文字の中で、その音が、われ σ の予想する——ないしは期待する——形のまゝでは注記されていない文字は、この σ ほ σ の他にも見出される。この点については、河野氏が、前掲の論文中で、すでに、次のように述べている。

「セに対して σ ew となっているのは上述の如くセズと訓ん

だため、後に来るズの濁音を示さんがために *n* を添えたものである。B の変体仮名表 (「右各字母外同音三十三字類」の意。

——引用者註。) の場合に *ㅁ* 音 *ㅁ* とあるのはいささか不思議

であるが、この表はイロハの syllabary 全体を当然予想していると考えられるから、機械的にセの標記を移したものである。メの *ㅁ* (C) の *n* も次に来るデを写すためである。 (七二ページ)

また、浜田氏も、

「サ行音の中、「す」に対しては *ㅁ* をあて、而もそれに先行する「せ」の諺文 *ㅁ* のあとに *n* を附している。これは後の変体仮名「せ」の諺文においても同様である。「す」に対して *ㅁ* をあてた事は、恐らく当時「いろは」を誦する際にエヒモセズと濁って読まれた事を示すものであらう……。」 (六一ページ)

と解している。これらの文字に対してその音をこのように記してあるのは、表記者が、いろは四十七文字を、機械的に「イ、ロ、ハ、……、エ、ヒ、モ、セ、ス」としてではなく、所謂いろは歌——「色は……酔ひもせず」という形で一般に伝えられている、意味を持ったかたち——を念頭におきながら、記したためであると考えられる。

さて、日本の文字 (この際、「かな」と「漢字」とを一緒にしてこのように呼ぶこととする。) の表記者と諺文の表記者とが同一人であるか否かは、こんにち、文献の上からは知られていない。けれども、日本の文字が相当の能筆であるのに対し、諺文注記の方は、

「せ」を数字の *ㅁ* 千 (冒頭のいろは四十七文字の末尾に附せられている漢字群の中に見える。) と同じ音 *ㅁ* で記したり、*ㅁ* だけを濁音で表わしたりしているところなどを考え合わせる時、同一人によるものとは考えがたい。別人の手になるものであるとすれば、諺文注記者は、日本人ではなかったと見る蓋然性が、それだけ、強くなると思われる。

そして、その諺文表記者が、いろは四十七文字をいろは歌として——すなわち、意味を持った単位として——把握している際には、当然、仮名遣という規範意識を持っていた事が予想される。*ㅁ* けふ (今日)、*ㅁ* ぬひ (酔ひ) 等は、このような規範意識に支えられてはじめて、記され得るものである。また、逆にいえば、*ㅁ* 上を *ㅁ* raw と表記している例 (冒頭のいろは四十七文字の末尾に見える。) も、この意識の存在を裏付けていると見ることもできよう。

「は」の音をウ列音で表記した例は、右に挙げたように、二例であるが、その (II) の例は、(I) の例の音 (注記された諺文) を、そのままに、うつしたものである。「せ」に対する音が「右各字母外同音三十三字類」の項でも *ㅁ* と記されている点は既に指摘されているが、これは、この項が、冒頭のいろは四十七文字に対する異体の文字を集めたものと解され、従って、注音の際も、その音がそのままうつされたためであると考えられる。それ故、「は」の場合についても、これと全く全き関係があると云い得るのである。そこで、問題は (I) の場合つまり冒頭のいろは四十七文字中の

「ほ」の例のみに限られることになる。そうすれば、この「ほ」の仮名に附せられた音は、この一字だけに關してではなく、「色は匂へど……」の「匂へ」の一部分として解釈されるべきものではないかと考えられて来るのである。

「匂へ」は、当代に於いて、*ニオエ*と発音されていたものと推定される。ちなみに、パジェス「日仏辞書」中に *nivoyedomo* の形がみえる。ところで、一般にこのように発音されていたとすれば、それを「にはへ」と記すことは、いうまでもなく、仮名遣としての規範意識にもとづくものである。こゝにいうところの仮名遣とは、かな文字を一個として抽きだした場合の、その実際の発音とは異った音が文字が示す語形の表記のことであるから、そこには、当然、規範に対する誤った理解を生ずることがある。たとえば、*ワロオテ*と発音されていたであろう「笑うて」を「笑ふて」、また、「チヨオ」と発音されていたであろう「てふ」(蝶)を「ちよう」とするようになり、その規範意識を持ちながら、あるいは、持つが故にかえつて、誤りをおかすこともしばしば見られるところである。そうすると、この箇所は、「にはへ」を「ニオエ」と実際には発音していたにも拘らず、謄文表記の際に、いろは歌の意味を意識の裡にのぼせたために、「ニオエ」という語は「にふへ」と記すのが正しい仮名遣による表記であると考えて *nive* 相当の謄文を注したということも、想定され得ることである。実際には「オ」と発音される音に相当する部分が、仮名遣としては「お」ないし「ほ」の文字で表記されずに「ふ」の文字で

表記されるべき語は、しばしば見出されるのである。けれども、わたくしには、次の場合の方が、はるかに高い蓋然性を持つものと考えられる。

「匂へ」が正式に、あるいは、いわばいいねいに、発音される際、それは「ニオエ」であったとしても、これが実際に、あるいは、いわばぞんざいに、発音される場合には、そのようには発音されなかつたかもしれない。すなわち、たとえば、「あそぶ」に対し「あすぶ」の形が存在し、この「伊路波」中の「合用言語格」にもその例が二、三見えている。また、竹岡正夫氏による同書の「釈文」の「注」にも指摘されているように、安原貞室の「かたこと」にも、

「一 遊べを○あすべ○あそはせといふべきを○あすばせ」
(日本古典全集本三二ページ) (圈点引用者。以下同。)

のごとく、この形が挙げられており、同様の例はこの「かたこと」の中でも、

「手拭を○てぬごひはわろし」(同右五六ページ)

のごとく散見されるのである。共時論的にみれば、これらと同じ *variants* の関係で、「匂へ」については、「ニオエ」に対し「ニウエ」の形の存在を想定する事ができるのではあるまいか。また、通時論的にみれば、*nivoye* に於いて、*w* と *y* との間にはさまれた *o* が脱落してしまうという蓋然性も考え得ることであろう。

慶長十五年刊「和玉篇」には匂字の訓に、

「匂 ニヲウ ニウヒ。 ヒトヘニ ミダル マレナリ」(巻

下 五九オ)

とあり、この項は、慶長十八年刊「和玉篇」および寛永十年刊「真草倭玉篇」でも全く同じである。他方、寛永六年刊「篆字和玉篇」中の勻字の訓では、

「勻 ニヲフ ヒトヘ ミタル マレナリ」

とあり、「ニウヒ」の訓だけが落ちており、他はその排列の順にはかはりが無い。右の事例は、かつては ニウヒ の形が ニヲフ の形と並び行われており、やがて、 ニウヒ の形の方が消滅（ないし廃滅）した事を示すものではなからうか。 ニヲフ が ニオウ と発音されていたであろうように、その場合、 ニウヒ は ニウイ と発音されるものと推定される。これらの「和玉篇」では、例えば、今日 タガヤス であらわされている語が、 タガヘス 、 タコヤス 、 タガヤス のとき、新旧の語形をとりまぜた形で記されている。これは、その書物が編まれる時、その時代に用いられている語のいくつかを恣意的に用いたためであるか、あるいは、古形を伝えている書物を増補する際に、増補の部分に新しい語形が混入されてそのまゝ伝えられて行ったためであると考えられる。それ故、その何れとしても、この資料は、右の事実を、十分、裏付け得る性質のものであると考へる。

そうすれば、 ni(w)ni(o) と発音されるものをいわゆる仮名遣を考慮しつゝ記そうとした場合には、たゞちに、あるいは、少なくともごく自然に、「にふへ」という形が意識の裡にのぼせられるであろうし、また、その結果、諺文注記の際に、「にはへ」の

ニウ に対し、 ニウ 相当の諺文を記すという事が、十分、起り得るのではあるまいか。

室町時代から江戸時代にかけては、たとえば、前掲の「アスプ」「テヌゴイ」のごとく、また、「カズエ(かぞへ)」、「ムサプル(むさぼる)」——ともに寛永庚午道伴刊「古文真宝抄」に見える——のごとく、オ列音によっていわば正式にはあらわされる音がある。原因ないし理由はともあれ、右の事実は現象として種々の実例をもってその存在を認めることができる。「捷解新語」中には、 ニウ なし(同し) ニウ 、 ニウ おくいて(起いて) ニウ 、 ニウ くつるぎ(寛ぎ) ニウ 、 ニウ つむら(積ら) ニウ 、 ニウ のくし(残し) ニウ 、 ニウ のぶり(上り) ニウ のごとき ニウ の型、および、 ニウ すこなう(少う) ニウ 、 ニウ ひろい(比類) ニウ 、 ニウ ふこめ(含め) ニウ 、 ニウ みぐるし(見苦し) ニウ 、 ニウ やごら(櫓) ニウ のごとき ニウ の型の交替が見られる。これは当時の俗語を盛りこんだものと解せられる。それらの語と同様に「ニオウ」に対しては「ニウウ」という形の存在したということとは、それ自体(論理として)、推定され得るものであろう。

そして、「ニウウ」という形が「ニオウ」に対する——俗形としての——いわば variant として行われていたと考へる時、一種のうたとしてのいろは歌が、室町時代に於いて、「イロウニウエドチリナルオ……」というかたちで巷間には行われていたものと推測する事ができよう。

(武井睦雄)